

従前の協議会設置要綱との対照表

資料 1-1

従前	新	備考
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 地域の活性化やコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、<u>神保原駅北まちづくり構想・計画を策定するにあたり</u>、神保原駅北まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 地域の活性化やコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、<u>神保原駅北まちづくり構想・計画を踏まえ、地域資源を活用したウォークアブル空間のデザインやまちづくりの骨格形成の整備検討に当たり</u>、まちづくり協議会を設置する。</p>	<p>目的を更新</p>
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) <u>神保原駅北まちづくり構想・計画の策定に関する</u>こと。</p> <p>(2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) <u>ウォークアブル空間のデザインやまちづくりの骨格形成の整備に関する</u>こと。</p> <p>(2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p>	<p>1号を更新</p>
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、19人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) <u>地元地権者</u></p> <p>(3) 区長会</p> <p>(4) 関係団体</p> <p>(5) 行政機関</p> <p>(6) 公募で選任された者</p> <p>(7) 町長が必要と認めた者</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、19人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) <u>まちなか再生実践者</u></p> <p>(3) 区長会</p> <p>(4) 関係団体</p> <p>(5) 行政機関</p> <p>(6) 公募で選任された者</p> <p>(7) 町長が必要と認めた者</p>	<p>2号を更新</p>
<p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、<u>令和5年3月31日まで</u>とする。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、<u>令和7年3月31日まで</u>とする。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>任期を更新</p>
<p>附 則</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年12月17日告示第213号）</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（令和 年 月 日告示第 号）</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この告示は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(神保原駅北まちづくり協議会設置要綱の廃止)</u></p> <p><u>2 神保原駅北まちづくり協議会設置要綱（令和3年上里町告示第172号）は、廃止する。</u></p>	<p>附則で従前の協議会設置要綱の廃止規定を追加</p>